

(仮称) 高橋浄水場整備等事業

「実施方針」に関する質問・意見への回答

平成28年4月25日

今治市 水道部

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1		用語の定義		維持管理	運転管理指導	維持管理の中に「運転管理指導」の記載がありますが、具体的な内容をご教示頂きたく存じます。 例えば土木/建築/設備(機械・電気など)納入後今治市職員様向けに、1週間程度の机上及び現場で各種納入した物の運転管理指導との認識でしょうか。	要求水準書で示します。
2		用語の定義		維持管理		災害事故対策とありますが、想定されている災害事故対策の事例をご明示ください。	自然災害、火災、水質事故、設備の不具合などを想定しています。
3		用語の定義		代表企業		代表企業は「プラント機械企業の内、浄水処理の主たる部分を担う者」とありますが、主たる部分とは、膜ろ過設備のことをさし、提案する膜ろ過設備の装置認定(JWRC)を受けている企業という理解でよろしいでしょうか	膜ろ過設備を担う者、又は、浄水処理を担うプラント機械企業の内請負金額が最大の者、として代表企業を決定してください。
4		用語の定義		建設工事請負契約		「本事業の設計・建設の実施のために」とありますが、P5に示される対象業務の「調査・試験」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5		用語の定義		保証水質		「浄水場から送水する水質」として必ず満足しなければならない水質とありますが、これは浄水池の出口水質との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6		用語の定義		保証水質		「保証水質」という用語と、実施方針各所で使用されている「要求水質」という用語の使い分け方についてご教示ください。	「保証水質」と「水質管理目標値」を併せて「要求水質」と表現しています。
7		用語の定義		水質管理目標値		「水質管理目標値」という用語と、実施方針各所で使用されている「目標水質」という用語の使い分け方についてご教示ください。	水質管理目標値は記載のとおりです。目標水質とは、確認実験において目標とする水質として示しており、確認実験を提案する際に事業者で設定してください。
8	1	第1	1	(4)	事業の目的	「小泉浄水場の機能を既に取得済みの用地へ移転」とありますが、機能のみを移転し、既存設備は一切移設しないという理解でよろしいでしょうか。 また、事業期間中の小泉浄水場の維持管理、撤去等は今回の事業には一切含まれない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	1	第1	1	(4)	事業の目的	「防災拠点としての施設整備」とありますが、具体的な施設内容をご教示願います。	要求水準書で示します。記載なき事項は提案によります。
10	3	第1	1	(6) ア	施設の処理能力	処理能力40,000m <sup>3</sup> /日、別紙5では通常時取水40,000m <sup>3</sup> /日での浄水可能量と書かれていますが、40,000m <sup>3</sup> を取水し、浄水可能量を処理能力という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
11	3	第1	1	(6)ウ	処理方式	膜ろ過に関して、種類・方式など市で決定しているものはありますか？	ありません。
12	3 6	第1	1	(6)エ (7)ウ	供用開始 設計・建設 期間	供用開始が「平成33年10月（予定）」とあります。 設計・建設（試運転を含む）期間は契約の日から4年6か月（固定）であるが、契約の日が現状未定であるため、供用開始時期が予定となっているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	4	第1	1	(6)オ	対象施設	排水処理施設について、具体的な内容は事業者提案としますが、方法は機械脱水に限らないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	4	第1	1	(6)オ	対象施設 浄水池	浄水池の有効容量は、入札公告で提示されると考えてよろしいでしょうか。	浄水池の有効容量は提案事項です。
15	4	第1	1	(6)オ	対象施設 配水池	「土木工事は別途発注とする。」とありますが、配水池の築造工事は本事業の対象範囲外なのでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	4	第1	1	(6)オ	配水池	業務範囲は詳細設計、機械電気設備工事とし、土木工事は別途発注とする。とありますが、当事業では配水池本体の築造は含まれず詳細設計のみ行うという意味なのでしょうか？それとも本体工は含んでおり、造成、杭、改良工などの下部土工を別途発注するという意味なのでしょうか？	本事業には配水池本体の築造は含みませんが、基本設計及び詳細設計を行うものとしています。
17	4	第1	1	(6)オ	対象施設	配水池の土木工事は別途発注とありますが、整備は同時期に行われるのでしょうか？	同時期に行います。
18	4	第1	1	(6)オ	対象施設	配水池について、業務範囲は詳細設計、機械電気設備工事とし、土木工事は別途発注とする。とありますが、発注のスケジュール及び、工期について時期を明示ください。	配水池工事は、本事業における詳細設計の成果を受け取ってから市が発注します。配水池工事に必要な工期、最適なスケジュールは事業者提案とします。
19	4	第1	1	(6)オ	対象施設	配水池について「なお、業務範囲は詳細設計、機械電気設備工事とし、土木工事は別途発注とする」とありますが、 ①詳細設計は、貴市「設計業務等共通仕様書」に基づくものとの理解で宜しいでしょうか。 ②配水池機能を有するエリアの土木配管工事、建築工事についても別途発注範囲と考えればよろしいでしょうか。	①設計はp7第1.1(9)に記載の関係法令に基づいて行うとともに、提案する構造形式に応じて別途設計基準を追加される場合には提案してください。 ②要求水準書で示します。
20	4	第1	1	(6)オ	対象施設	導水施設や配水施設は対象施設に入らないと考えよろしいでしょうか。	浄水場内の場内配管など整備は含みますが、場外については対象外です。
21	4	第1	1	(6)オ	対象施設	場内配管は場内施設を結ぶ配管だけが対象で、導水管や送水管は対象外と考えてよろしいでしょうか。	導水管や送水管などの場内の配管も含みます。
22	4	第1	1	(6)オ	対象施設	水処理棟と管理棟は一棟の構造と考えても問題ないでしょうか。	提案事項であり、一棟とすることが合理的であれば問題ありません。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
23	4	第1	1	(6)オ	対象施設	管理棟について、災害時の防災拠点としての役割として必要とされる機能・設備について内容をご教示願います。	市が最低限必要と考える機能・設備は要求水準書でお示しします。記載なき事項は提案によります。
24	4	第1	1	(6)オ	対象施設	施設整備計画に合わせて、応急給水スペース、配管研修スペース、災害時の応援者受入スペースも確保とありますが、どの程度の面積を想定しているのでしょうか。	要求水準書で示します。
25	4	第1	1	(6)オ	対象施設	造成について ・ 応急給水スペース ・ 配管研修スペース ・ 災害時の応援者受入スペース 各スペースは各々ではなく、兼用可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書で示します。
26	4	第1	1	(6)オ	対象施設	造成に配管研修スペースを確保とありますが、研修のための配管施設の整備も本事業に含まれるのでしょうか？	含みません。
27	4	第1	1	(6)オ	対象施設	造成計画に関し、現在どのような状況にあるのでしょうか？（未着手、設計中、設計完了など）	設計も本事業に含んでいます。
28	4	第1	1	(6)オ	対象施設	調整池は、将来の追加設備にも備えた規模とするとありますが、将来設備の具体的な計画があればご教示願います。	公告時の閲覧資料として可能な範囲で示します。
29	4	第1	1	(6)オ	対象施設 調整池	防災調整池は「将来の追加整備にも備えた規模」とあります。 将来の追加整備の内容（主旨）についてご教示願います。 また、将来の追加整備は今回の事業に含まれない理解でよろしいでしょうか。	将来、なんらかの都合で現在の用地内で追加造成することになった際においても、防災調整池の増設を不要とすることを想定しています。 将来の追加設備は今回の事業に含まれません。
30	4	第1	1	(6)オ	対象施設	場内整備について、植栽、門柵、舗装以外に必要な具体的な整備項目、仕様をご教示願います。	要求水準書で示します。
31	4	第1	1	(6)オ	整備対象外 施設	「将来的に今治水道事業の全施設の監視制御を行う」との記載がありますが、監視のみを行うのではなく、「設備制御」を含めた運用との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	5	第1	1	(6)オ	維持管理	運転管理指導に関して、どのような内容をイメージされているのでしょうか？	要求水準書で示します。
33	5	第1	1	(6)カ	対象業務	計画地に土壤汚染はないものと考えて宜しいでしょうか。 万が一、土壤汚染が発見された場合は、貴市での対応と考えて宜しいでしょうか。その措置に関する工事工程の変更は、実施方針の契約工程とは別で設定されるものと考えればよろしいでしょうか。	土壤調査については実施済みです。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
34	5	第1	1	(6)カ	対象業務 試掘調査	試掘調査について、計画地に工事への影響が考えられる埋設物が存在するとの理解でよろしいでしょうか。埋設物の内容についてご教示願います。	計画地内には埋設物は想定していません。試掘調査は必要に応じて提案してください。 なお、埋蔵文化財の調査は実施済みです。
35	5	第1	1	(6)カ	対象業務 試掘調査	試掘調査で出てきた埋設物の処理や処理費用、工期遅延等のリスクは貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	5	第1	1	(6)カ	確認実験	確認実験では目標水質を得られることを確認するとありますが、実験の期間は定められるのでしょうか？高濁度の時期を含めるなどの実施時期や期間は定められるのでしょうか？	確認実験については、実験の要否も含めて提案と考えています。実施時期については、設計業務に支障のない範囲で提案してください。
37	5	第1	1	(6)カ	対象業務	各種申請書類等の作成補助として、国庫補助申請関係業務とありますが、具体的にどの国庫補助を想定されていますでしょうか。また、国庫補助金の交付額の確定時期ならびに民間事業者への支払時期についてご教示願います。	高度浄水施設設置整備費などを想定しています。国庫補助金の交付と事業者への支払時期については関連がありません。
38	5	第1	1	(6)カ	対象業務 各種申請書類等の作成補助	各種申請書類等の作成補助について、具体的に必要となる申請業務についてご教示願います。 国庫補助申請（会計検査対応を含む）と該当する補助メニュー。 開発許可申請。建築確認申請。環境影響評価。 特定施設の設置届。など	国庫補助は高度浄水施設設置整備費などを想定しています。 その他申請業務に必要と思われるものは全て含まれます。
39	5	第1	1	(6)カ	対象業務	施工監理とは、今治市土木工事共通仕様書第1編1-1-23に定義される「施工管理」とは異なり、建築士法に基づく工事監理（工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認する）との理解で宜しいでしょうか。土木・プラント工事についての工事監理に関する基準や指針についてもご教示願います。	工事監理の方法としてはお見込みのとおりですが、土木・機械・建築・電気全て（配水池工事含む）が対象となります。 土木・プラント工事についての工事監理は、頁7第1.1(9)に記載の関係法令に基づいて行ってください。
40	5	第1	1	(6)カ	対象業務	建設業務-施工監理業務の概要に「別途発注となる配水池を含む」とありますが、配水池建設工事について、建築士法第2条第8項に定めらる「工事監理」を本事業の事業者が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	配水池の土木工事は市発注となるため、市が直接行います。
41	5	第1	1	(6)カ	対象施設	施工監理を担う者は、事業者提案により建設企業もしくは設計企業のどちらでも選択可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	5	第1	1	(6)カ	運転管理マニュアル	運転管理は今治市様の職員が行われるとの理解でよろしいでしょうか？その場合、監視室や監視室以外での勤務体制や人数について、想定されているものがあればご教示願います。	運転管理は別途委託する予定です。市職員及び運転管理企業の職員が浄水場に常駐となります。人数等については要求水準書で示します。
43	5	第1	1	(6)カ	維持管理	施設の日常点検は今治市様の職員が行われるとの理解でよろしいでしょうか？	別途委託する予定です。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
44	5	第1	1	(6)カ	施設維持管理	災害事故対策について、具体的な内容をご教示願います。	自然災害、火災、水質事故、設備の不具合などを想定しています。
45	6	第1	1	(7)イ (ア)	契約の形態	「代表企業は、プラント機械企業のうち、浄水処理の主たる部分を担う者」とありますが、何をもちて主たる部分を担うと認められるのでしょうか。	膜ろ過設備を担う者、又は、浄水処理を担うプラント機械企業の内請負金額が最大の者、として代表企業を決定してください。
46	6	第1	1	(7)イ (ア)	JVの構成	併用方式とは、土木建築のみ甲型であれば、それ以外は乙型を認める方式との理解でよろしいでしょうか？	甲型が原則ですが、同工種が複数ある部分について例示のような構成を認めているものであり、土木建築に限るものではありません。同工種が複数あれば当該部分は甲型とし、責任企業を定めてください。
47	6	第1	1	(7)イ (ア)	JVの構成例	表1のJVの構成例では土木・建築Aの部分が甲型となっておりますが、機械・電気の部分での併用方式は可能と解釈してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。機械、電気のそれぞれについて責任企業を定めてください。
48	6	第1	1	(7)イ (ア)	契約の形態	「各工種において責任企業を定め」とありますが、工種の説明として「同工種（土木・建築・機械・電気）」という記述に照らし合わせると、「土木」「建築」においてそれぞれ責任企業を定めることもできるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	6	第1	1	(7)イ (ア)	契約の形態	建設JVにおける併用方式とは、同工種内に複数の企業が参加する場合に、工種間における乙型JVを認めるものと理解してよろしいでしょうか。	同工種内を甲型としたうえで、工種間における乙型JVを認めるものです。
50	6	第1	1	(7)ウ	事業期間	設計・建設期間が契約の日から4年6か月（予定）とありますが、建設予定地の用地買収や他の何らかの影響で工期が短縮されたりすることはないと考えてよろしいでしょうか。	市側から工期短縮の指示をすることは考えていません。
51	6	第1	1	(7)ウ	事業期間	設計・建設期間については、契約の日から4年6か月とありますが、契約予定日が平成29年3月であることから、平成33年9月まで（予定）との理解でよろしいでしょうか。維持管理期間については、平成33年10月から（予定）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	6	第1	1	(7)ウ	事業期間	設計・建設期間については、契約の日から4年6か月とありますが、当該期間の短縮は提案可能でしょうか。当該期間の短縮が提案可能な場合、維持管理期間の開始時期、終了時期も、前倒しされるのでしょうか。	間違いなく完工できる見込みであれば工期短縮の提案をして頂くことは可能です。その際には、維持管理業務の開始時期、終了時期も前倒しします。
53	7	第1	1	(7)エ	事業期間終了後の措置	「本市が定めた基準」とありますが、この具体的な内容については、要求水準書（またはその他の入札書類）にて公表いただくと理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
54	7	第 1	1	(7) エ	事業期間終了後の措置	「事業期間満了後の保証期間は2年とする」とありますが、民法では最長10年と解される瑕疵担保責任期間を、本事業では竣工から22年設定されるお考えでしょうか。「保証」の内容について具体的にご教示ください。	維持管理業務の対象となる設備について、事業期間満了後の保証期間を2年とします。詳しくは要求水準書ならびに契約書（案）に示します。
55	7	第 1	1	(7) オ	事業者の収入	予定価格は公表されるでしょうか？	入札説明書で示します。
56	7	第 1	1	(7) オ	事業者の収入	最低制限価格は設定されるのでしょうか？その場合、公表されるのでしょうか？	入札説明書で示します。
57	7	第 1	1	(7) オ (ア)	本施設の設計・建設に係る対価	「本施設の設計業務及び建設業務に係る対価」とありますが、P5に示される対象業務の「調査・試験」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	7	第 1	1	(7) オ (ア)	事業者の収入	本施設の設計・建設に係る対価は、出来高支払は可能でしょうか。また、どの程度の按分となるかご教示願います。	入札説明書で示します。
59	7	第 1	1	(7) オ (ア)	事業者の収入	設計業務及び建設業務に係る対価の支払い方法（時期等）について、現時点でお分かりの範囲で詳しくご教示ください。	入札説明書で示します。
60	7	第 1	1	(7) オ (イ)	事業者の収入	本施設の維持管理に係る対価の支払時期、頻度等をご教示願います。	入札説明書で示します。
61	8	第 1	1	(9) ア (ナ)	法令等	遵守すべき法令として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律とありますが、産業廃棄物処理施設の設置許可ならびに処分の許可は、市が取得するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、申請書の作成及び協議等の協力を想定しています。
62	8	第 1	1	(9) ア (ナ)	法令等	遵守すべき法令として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律とありますが、汚泥の場外搬出は行われるとの理解でよろしいでしょうか。	汚泥の搬出は市側で行いますが、有効利用に関する提案を求める予定です。要求水準書で示します。
63	8	第 1	1	(9) ウ	仕様書等	「最新版を適用するものとする」とありますが、入札日での最新版を適用するという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
64	8	第 1	1	(9) ウ	仕様書等	(シ) その他の関連仕様書等、とありますが特段留意すべき仕様書があればご教示下さい。	特段留意すべき仕様書は実施方針に記載のとおりです。その他提案内容に基づき必要なものを提案してください。
65	9	第 1	2	(3)	選定結果の公表	「特定事業の選定を行わないこととしたとき」とありますが、選定を行わないこととした場合、本事業は中止されるのでしょうか。	中止します。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
66	9	第1	2		特定事業の選定及び公表に関する事項	本事業の予定価格は公表されるのでしょうか。また、最低制限価格は設定されるのでしょうか。	入札説明書で示します。
67	10	第2	2	2 (1)	事業者の募集・選定スケジュール	平成28年9月下旬に提出した水処理技術提案書を平成29年1月中旬に入札書と一緒に再度提出するとの理解でよろしいでしょうか？その場合、内容の変更は認められないとの理解でよろしいでしょうか？	原則、変更は認めませんが、今治市からの指摘による変更は認めます。
68	10	第2	2	2 (1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	平成28年11月中旬に予定される「水処理技術提案書に関する確認結果通知」の結果によっては、この時点で失格となる場合もあるとの理解でよろしいでしょうか？	水処理技術提案書に関する確認結果通知では、失格となり得る提案内容に対して指摘を行います。指摘事項を技術提案書作成に反映して頂くことを目的としており、結果通知時点での失格は想定していません。
69	10	第2	2	2 (1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	H28年11月の確認結果とは、p16 4 (1)イの基礎審査での確認によるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
70	10	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール等	全体事業、各工種における事業予算の公表はございますでしょうか。	全体事業費は入札説明書で示します。各工種の公表は想定していません。
71	10	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定の手順	平成29年3月中旬に特定事業契約締結とありますが、特定事業契約書(案)はいつ公表されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
72	10	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定の手順	水処理技術提案書を確認した時点で失格になる可能性があると考えてよろしいでしょうか。	この時点での失格は想定していません。
73	11	第2	3	(1) キ	入札参加者の構成	建設JVの構成員に市内業者を含めるものとする、とありますが、土木工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事のどれかで1社以上含めれば良いとの理解でよろしいでしょうか？	次項(1)クにあるとおり、市内の土木建築企業は必ず1者以上含めてください。
74	11	第2	3	(1) キ	建設JVの構成員	建設JVの構成員に、市内業者を含めるものがありますが、工種は土木建築に限定しないと考えるよろしいでしょうか。	工種を土木建築だけに限定するものではありませんが、市内の土木建築企業は必ず1者以上含めてください。



■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
75	11	第2	3	(1) キ	入札参加者の構成等	「入札参加者は、建設JVの構成員に、市内業者を含めるものとする。」とありますが、「建設JV」に含まれる市内業者の業種は、土木と建築に限らず、機械器具設置工事や電気工事でもよろしいでしょうか。	工種を土木建築だけに限定するものではありませんが、市内の土木建築企業は必ず1者以上含めてください。
76	11	第2	3	(1) キ, ク	建設JVの構成員	建設JVの構成員に含める必要がある市内業者は、土木建築企業との理解でよろしいでしょうか。	工種を土木建築だけに限定するものではありませんが、市内の土木建築企業は必ず1者以上含めてください。
77	11	第2	3	(1) キ, ク	市内業者への分担額	「市内業者（土木建築企業）への分担額の合計額は、建設工事請負代金の20%以上とすること。」とありますが、これは努力義務であるという理解でよろしいでしょうか。	「～すること」としており、必須事項です。
78	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	配水管等布設工事の等には、「機械器具設置工事、電気工事、土木工事、建築工事を含む」という理解でよろしいでしょうか。	配水管等布設工事の等は、導水管、送水管、給水管を指し、本事業における配水管等布設工事とは場内配管工事を意味します。
79	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	ここの配水管等布設工事の配水管とはP4にある対象施設の整備対象施設内にある「場内配管」を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	JVの構成員に市内業者が参加し、下請となる配水管等布設工事を市内業者（JVの構成員以外）へ発注した場合、その発注金額を市内業者の分担額として計上してよろしいでしょうか。またその場合、元請のJV構成員（市内業者）が担う金額と下請の市内業者が担う金額の合計を市内業者の分担額として計上できるという理解でよろしいでしょうか。	同じ工事内容が重複計上されることとなるため、認められません。
81	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	構成員の市内の土木建築企業が、機械器具設置や電気工事も担う場合（JV構成員あるいは下請企業として）、その金額の合計を市内業者の分担額として計上できるという理解でよろしいでしょうか。	「市内の土木建築企業の分配額の合計額は、建設工事請負代金の20%以上」には、その市内企業が行う土木工事・建築工事のみを想定しています。
82	11	第2	3	(1) ク	分配額	「市内の土木建築企業の分配額の合計額は、建設工事請負代金の20%以上」とありますが、これは建設JVの土木建築の工種に市内業者が含まれる場合のみと考えてよろしいでしょうか。その他の機械器具設置工事、電気工事に市内業者を含む場合には適用外と考えてよろしいでしょうか。	市内の土木建築企業は必ず1者以上含める必要があります。機械器具設置工事、電気工事に市内業者を含めても、20%には加算されません。
83	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	「市内の土木建築企業への分担額の合計額は、建設工事請負代金の20%以上とすること」とありますが、「土木・建築企業」への分担額であることを鑑み、P5に示される対象業務における「建設」-「建設工事」のうちの「土木・建築工事」請負代金の20%以上との理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、建設工事請負代金全体の20%以上としてください。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
84	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	配水管等布設工事は市内業者に下請けさせることが前提との理解でよろしいでしょうか。	構成員としての施工も可能ですが、頁15にあるとおり「今治市指定配水管等工事業者等の指定に関する要綱」を満たす資格を有する者が施工してください。
85	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	市内業者への分担額に含めてよい下請工事は「配水管等布設工事」のみでしょうか。	「市内の土木建築企業への分担額の合計額は、建設工事請負代金の20%以上とすること」に該当する下請工事は「配水管等布設工事」のみです。 ただし、その他工種に関して、市内業者への下請を制約するものではありません。
86	11	第2	3	(1) ク	入札参加者の構成等	「構成員として参加する市内の土木建築企業への分担額の合計額は、建設工事請負代金の20%以上とすること。」とありますが、20%の対象となる請負代金は土木と建築の合計金額なのか、機械器具設置工事や電気工事も含めた、すべての工種の請負金合計額が対象となるのでしょうか。	機械器具設置工事や電気工事も含めた、すべての工種の請負金合計額が対象です。
87	13	第2	3	(3) (iv) ア	必要な資格	5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水能力を有するとありますが、施設能力5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水場での施工実績との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	13	第2	3	(3) (iii) ア	建設企業が満たすべき要件	平成26年4月1日以降にしゅん工した本市発注の請負金額130万円を超える全ての工事で、65点未満の工事成績評定点を受けていない者であること、とありますが、工事を請け負っていない場合は要件上問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	13	第2	3	(3) (ii)	設計業務を行う配置予定技術者の要件	設計業務に係る配置予定技術者の要件について、予定技術者は入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要がないでしょうか。	ご理解のとおりですが、下請けでもかまいません。
90	13	第2	3	(3) (iv) ア	施工実績	「5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水能力を有する浄水場」の施工実績とは、浄水場のうちの実績でよろしいでしょうか。 (例えば沈殿池設備のみ、薬注設備のみ など) また、修繕・改修工事も実績として認められるのでしょうか。	一部分でも浄水処理の主たる部分を担っていれば認められます。ただし、大規模な全面更新は認めますが、修繕・改修工事は原則として認めません。
91	13	第2	3	(3) (iv) ア	建設JVを構成する建設企業のうち、少なくとも1者以上が満たすべき要件	施工した実績については、「5,000m <sup>3</sup> /日以上浄水能力を有する浄水場」とありますが、沈殿池や急速ろ過池、配水池、浄水池等、浄水場の一部の施設を施工した実績でもよろしいでしょうか。	一部の施設でも浄水処理の主たる部分を担っていれば認められます。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
92	13	第2	3	(3) (iv) ア	建設JVを構成する建設企業のうち、少なくとも1者以上が満たすべき要件	「なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、分担する業務について、当該要件を満たしていること。」とありますが、分担して業務を行う場合は、それぞれの者が、なお書きの前段に規定される実績を有する必要があるのでしょうか。	なお書きの前の実績を有する企業が、(ア)機械器具設置工事、(イ)電気工事のそれぞれについて1者いることが必要です。
93	13	第2	3	(3) (iv)～ (viii)	建設JVを構成する建設企業が満たすべき要件	土木工事、建築工事、機械器具設置工事、電気工事の4工種それぞれにおいて、市内業者に必要な要件が定められていますが、建設JVの構成員となる市内業者が、4工種のうち少なくとも1工種で構成員となれば、満たすべき要件を満足するという点でよろしいでしょうか。	市内の土木建築企業を必ず1者以上含める必要があります。
94	13～ 14	第2	3	(3) (iv) (7)	建設企業が満たすべき要件	少なくとも1社以上が満たすべき要件に「他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上」とありますが、機電一括発注の工事が出資比率20%以上の工事実績があり、次頁以降の機械器具設置及び電気の満たすべき要件を満足していれば、機械・電気の工事企業として参加要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	14	第2	3	(3) (vii) ウ	機械器具設置工事企業が満たすべき条件	市内業者について、機械器具設置工事企業のみ、一般建設業の許可でよいものとする書かれています。土木工事企業、建築工事企業、電気工事企業についても同様に市内業者については一般建設業の許可でよいものとの理解でよろしいでしょうか。	土木工事企業、建築工事企業、電気工事企業については、市内業者でも、それぞれ(v)ア、(vi)ア、(vii)アに示しているとおりに特定建設業の許可を受けていることが必要です。
96	14	第2	3	(3) (iii) ア	本浄水場の設計・建設企業を行う企業に必要な資格	平成26年4月1日以降にしゅん工した本市発注の請負金額130万円を超え全ての工事で、65点未満の工事成績評価点を受けていない者であること。とは貴市発注の工事の施工実績がある者のみ対象であり、施工実績がない者については本項により参加を制限するものではないとの解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
97	15	第2	3	(3) (ix) イ	建設業務に係る配置予定技術者の要件	配置する予定の技術者について、平成26年4月1日以降にしゅん工した本市発注の請負金額130万円を超える全ての工事で、65点未満の工事成績評定点を受けていない者であること、とありますが、工事を請け負っていない場合は要件上問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	15	第2	3	(3) (ix) ア	建設業務に係る配置予定技術者の要件	機械器具設置工事、電気工事に関して工場製作期間中に技術者を非専任とする事並びに工場製作期間と現場工事期間で配置技術者を変更する事は可能でしょうか。	工事期間内において、監理技術者を非専任とすることは認められません。ただし、工場製作期間と現場工事期間で監理技術者を変更することは可能とします。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
99	16	第2	4	(3) イ	基礎審査	基礎審査項目の内容は予め公表されるのでしょうか？	入札公告時に示します。
100	16	第2	4	(2) ウ	入札書類及び提案書類審査	「落札者決定基準」はいつ公表されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
101	17	第2	4	(3)	落札者を決定しない場合	入札グループが1グループであった場合でも、事業者選定は成立するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	17	第2	4	(2)	審査の手順及び方法	入札参加者が1者の場合でも審査が行われ、審査事項を満足すれば落札者は選定されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	18	第3	3	(1)	事業の実施状況のモニタリング	「特定事業契約に定める要求水準等の条件」とありますが、本事業の仕様書たる要求水準書は特定事業契約書の中に記載されるものとの理解でよろしいでしょうか。	契約書の中に記載するものではありませんが、契約書に付随する書類として位置づけます。
104	18	第3	2		予想されるリスクと責任分担	別紙3の環境保全の項目では、本事業に伴って発生した有害物質の排出は民間事業者のリスクとなっていますが、土壌汚染等事前に想定できない有害物質があった場合のリスクは貴市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	18	第4	2	(1)	処理能力 高濁度時 最低浄水量	処理能力の定義について、取水量、浄水量、送水量、配水量に分けて最大・平均・最小水量をご教示願います。	要求水準書に提示できる範囲でお示しします。一部水量については、提示する資料に基づく提案事項となります。
106	19	第4	2	(2)	処理方式	膜モジュールは膜分離技術振興協会による水道用膜モジュールの規格認定登録されているものに限るという理解でよろしいでしょうか？	要求水準書で示します。
107	19	第4	2	(4)	要求水質	文章中の「ろ過出口0.1度以下」と表中番号7 備考欄の「※ろ過出口で計測：ろ過水濁度0.01度以下」について、後者を正と考えればよろしいでしょうか。	前者は保証水質であり、後者は水質管理目標値です。
108	19	第4	2	(1)	施設の処理能力	この施設はいかなる状況でも、取水停止、送水停止はできないということでしょうか。	要求水準書で示します。
109	19	第4	2	(1)	施設の処理能力	高濁時のみ24,000m <sup>3</sup> /日以上の規定がありますが、高濁でなくとも例えば色度の値のみ高い場合は40,000m <sup>3</sup> /日の処理能力を要求されるのでしょうか。	過去の水質状況から、色度の値のみ高い状況は想定していません。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
110	19	第4	2	(2)	処理方式 (原水の種別)	設計に際しては、原水水質条件として、添付資料の4、6に記載されている各水質項目数値の最大値を、最大値として、またその最大継続時間を最長値としてよろしいでしょうか。	原水の水質状況は、要求水準書で示します。
111	19	第4	2	(4)	浄水処理の 要求水質	「水質管理目標値を容易に満足する」とありますが、保証値ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	19	第4	2	(4)	浄水処理の 要求水質	残留塩素濃度の値は、浄水池出口との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	19	第4	2	(5)	排水処理の 要求水質等	平均排水量とありますが、「平均」とは、月間、年間或いはその他どの期間での平均と考えればよろしいでしょうか。	水質汚濁防止法施行規則に示されているとおりとご理解ください。
114	20	第4	2	(5)	排水処理の 要求水準等	本施設で発生する排水とは、管理棟等で発生する排水とは別で、浄水処理から発生する排水という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	20	第4	2	(5)	排水処理の 要求水質等	本施設で発生する排水には雨水排水は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	20	第4	2	(5)	排水処理の 要求水質等	雨水排水については排水量等の制限はあるのでしょうか。	要求水準書で示します。
117	20	第4	2	(4)	浄水処理の 要求水質	濁度については、ろ過出口において0.1度以下を満足するものとする、とありますが、下記の表では0.01度以下となっております。どちらが正でしょうか？	前者は保証水質であり、後者は水質管理目標値です。各用語については、実施方針冒頭の定義に記載しています。
118	20	第4	2	(4)	浄水処理の 要求水質	アルミニウムの濃度は平均値において、水質基準を超過していますが、管理目標値の設定がありません。これに対してジェオスミンや2-MIBについては、水質基準を超過していませんが管理目標値が設定されています。それぞれの項目について、その設定に関する考え方について教えてください。	アルミニウム及びその化合物は、「水質基準に関する省令」に定める水質基準項目を保証水質として管理するものとしています。 一方、ジェオスミンや2-MIBについては上乘せが必要と考え、水質管理目標値を設定しています。
119	20	第4	2	(5)	排水処理の 要求水準等	「本施設で発生する排水は公共下水道（雨水管）へ放流するものとし～」とありますが、要求する基準を満たせば脱水・乾燥工程なしに排水を放流できるとの理解でよろしいでしょうか。	要求する水質・水量を確実に満足できる根拠を示してください。
120	21	第4	2	(2)	処理方式	膜ろ過方式とありますが、膜の材質は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	21	第5				ここでいう事業者とは、落札した入札参加者（民間事業者）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
122	22	第7	2	(1)	著作権	「提案書」、「参加者の提案」は、平成28年9月に受付予定の「水処理技術提案書」と、平成29年1月に受付予定の「提案書」の両方を含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	23	第8	2	(1)	提案書類の取扱い	提案書の一部を使用する場合、技術・商業上のノウハウは公表しないとありますが、事前に事業者に公表の可否を確認いただけるのでしょうか。	原則、技術・商業上のノウハウは公表しません。
124		別紙2			事業スキーム図	<維持管理JV>への建設企業（土木・建築）の参画は、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125		別紙2			建設JV、維持管理JV	構成員のうち、プラント電気担当の企業が「建設JV」と「維持管理JV」で別企業とすることは可能でしょうか。	可能です。
126		別紙3			事業に係るリスク分担の概要	不可抗力の定義として、自然災害以外の人為的な現象のうち通常予見不可能なもの、又は予見可能でも回避不可能なもの（戦争、暴動、第三者の行為等）も不可抗力であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127		別紙3			リスク分担不可抗力	不可抗力によるリスク分担で、民間事業者は従分担となっています。民間事業者が負担する内容（事例）について御教示願います。	発生したリスクへの対応について、速やかに協力を求めるものです。
128		別紙3			事業に係るリスク分担の概要	資金調達において、「事業者が用意する資金の調達に伴う遅延」のリスク分担が民間事業者となっておりますが、本事業はDBM方式であり、事業者の資金調達はないものと理解しておりますが、どのような主旨であるかご教示願います。	事業者による本事業の運転資金を指しています。
129		別紙3			事業に係るリスク分担の概要	「計画・設計・建設段階」-「地元調整」のリスク分担において民間事業者に△が付されていますが、民間事業者が分担するリスクの内容について具体的にご教示ください。	民間事業者の責務に起因し必要となった調整等については、従分担として責任を負うことを意味しています。
130		別紙3			事業に係るリスク分担の概要	引渡性能試験には、確認実験も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	確認実験は設計に先立ち行うものであり、引渡性能試験には該当しません。
131		別紙3			リスク分担引渡性能試験性能、原水運転経費	原水水質の引渡条件は要求水準書で提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	原水の水質状況は、要求水準書で示します。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
132		別紙3			リスク分担 試運転 引渡性能試験	試運転・引渡性能試験に必要な原水の水量について、既設浄水場を運用しながらの試運転になると思われるため、自然条件上のリスクとは別に原水量の確保が課題と考えます。原水量の確保は貴市の責任範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133		別紙3			事業に係る リスク分担 の概要	維持管理段階の原水において、「原水水質の変動による維持管理費の増加」で民間事業者は△（従分担）となっておりますが、民間事業者に帰責はなく負担を負うものではないものと考えますが、△（従分担）となる理由についてご教示願います。	変更等に対し、速やかに協力を求めるため、従分担としています。
134		別紙3			事業に係る リスク分担 の概要	「維持管理段階」-「原水」-「原水水質の変動による維持管理費の増加」のリスク分担において民間事業者に△が付されていますが、民間事業者が分担するリスクの内容について具体的にご教示ください。	変更等に対し、速やかに協力を求めるため、従分担としています。
135		別紙3			事業に係る リスク分担 の概要	原水リスクについて原水水質の変動による維持管理リスクが民間事業者側の従負担となっておりますが、民間事業者が原水水質の変動リスクを負うことはできません。ここでいう従負担とは、貴市からの相談等との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136		別紙3			事業に係る リスク分担 の概要	維持管理段階の利用者において、「見学者などの施設利用者の事故による経費の負担」で民間事業者は△（従分担）となっておりますが、対象業務の施設維持管理の中に見学者対応は含まれておらず、事業者が負担を負うものではないものと考えますが、△（従分担）となる理由についてご教示願います。	変更等に対し、速やかに協力を求めるため、従分担としています。
137		別紙3			事業に係る リスク分担 の概要	「維持管理段階」-「利用者」のリスク分担において民間事業者に△が付されていますが、民間事業者が分担するリスクの内容について具体的にご教示ください。	変更等に対し、速やかに協力を求めるため、従分担としています。
138		別紙4			主要な原水 水質	高橋浄水場が取水する原水は他浄水施設にて前処理等を一切していない水源を使用するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。沈砂池は経ていますが、浄水処理はしていない原水になります。
139		別紙5			浄水フロー	「膜ろ過」を主体としたフローにて計画しているとありますが、膜ろ過を含まない急速ろ過方式での提案も認められるということでしょうか。	認めません。
140		別紙6			原水水質試験結果	この原水水質に対応した小泉浄水場の処理フローと処理水の水質を教えてください。併せて、その際の薬品注入率についても教えてください。	入札公告時に示します。

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
141		別紙7			予定地平面図	施設の設置場所は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142		別紙7			予定地平面図	平面図のCADデータおよび既存の土質調査報告書は、入札公告で提示されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に、CADデータは提供し、既存の土質調査報告書は提示します。
143		別紙7			予定地平面図	本事業予定地は起伏があるため、造成するにあたり制限となる基準等はあるのでしょうか。	起伏があることによる制限は特にないものと考えています。
144		別紙7				貴市による地質調査について、室内試験結果等あればご教示下さい。	入札公告時に示します。



■実施方針に対する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
1					定義	<p>本実施方針において使用されている用語のうち、「入札説明書等」、「要求水準書等」、「設計企業」については定義がないと思われます。いずれも重要な用語であるため、定義をお願い致します。</p> <p>また、本実施方針では「構成員」の他「構成企業」という用語も使用されているため、統一いただくか、または差異があるようでしたら定義をお願い致します。</p> <p>また、11頁における「建設企業」「維持管理企業」の定義と、冒頭定義部分の定義が若干異なっており、特に「維持管理企業」は「機械・電気設備」の維持管理を行うのみであるのかその他の維持管理も行うのかの点で実質的な差異が生じておりますので、ご整理いただきたく、お願い致します。</p>	<p>「入札説明書」「要求水準書」「設計企業」については、本事業である「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の趣旨に準じたDBM方式による実施であることを十分ご理解頂き、一般的な用語と理解してください。</p> <p>「構成員」の他「構成企業」という用語は、入札説明書で整理します。</p> <p>「建設企業」「維持管理企業」のご理解については、頁6に記載している(7)事業内容ア事業方式に記述してあるように、本浄水場に関する設計、建設、並びに機械・電気設備の維持管理を一括して発注するDBM方式にて実施するものです。</p> <p>なお、維持管理範囲については、要求水準書で示します。</p>
2	4	第1	1	(6)オ	遠方監視制御施設	<p>今治市水道事業の全施設の監視制御を行なうシステム整備は本事業対象外となっておりますが、管理棟の必要スペースを検討するため、全施設の状況の提示をお願い致します。</p>	<p>管理棟の検討に必要な部分について、遠方監視制御システムの基本設計の一部を要求水準書で示します。</p>
3	6	第1	1	(7)イ(ア)	契約の形態	<p>特定事業契約のうち、建設工事に係る事項及び維持管理業務に係る事項は、それぞれ建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約に規定するものとし、基本契約との間で重複がないよう(基本契約に建設工事または維持管理業務に係る事項を規定しないよう)ご留意いただくことを希望します。</p>	<p>ご意見を踏まえて検討し、入札公告時の資料に反映します。</p>
4	6	第1	1	(7)イ(ア)	契約の形態	<p>表1JVの構成例の注釈部に「設計企業の参加はなくてもよい」とありますが、設計企業が入ることによる事業の安定性は効果があると考えます。そのため設計企業の参加を行う場合には、事業者の選定において評価を行っていただけないでしょうか。</p>	<p>設計企業が参加しないスキームも認め、提案に自由度を与えることを意図しており、必ずしも設計企業が参加しないことを想定しているものではありません。</p> <p>設計企業の参加も含め、構成員全体に対して事業の安定性を評価します。</p>
5	7	第1	1	(7)エ	事業期間終了後の措置 保証期間	<p>「保証期間は2年とする」とありますが、事業期間満了後の2年は厳しく、1年に見直し頂くか、保証範囲を水質、水量に限定頂きたく、お願いいたします。</p>	<p>維持管理業務の対象となる設備について、事業期間満了後の保証期間を2年とします。詳しくは要求水準書ならびに契約書(案)に示します。</p>
6	7	第1	1	(7)エ	事業期間終了後の措置	<p>事業期間満了後に保証する内容にも依りますが、維持管理期間が20年と長期であることを鑑み、保証期間をできる限り短縮して頂きたく存じます。</p>	<p>実施方針に記載のとおりと考えています。</p>
7	7	第1	1	(7)エ	業期間終了後の措置	<p>保証とは、水質と水量が対象となることでよろしいでしょうか。</p>	<p>保証については、本事業で実施した内容すべてを対象とします。</p>

■実施方針に対する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
8	7	第1	1	(7) エ	事業期間終了後の措置	「事業者は、事業期間終了時において、本施設を本市が定めた基準を満足させた状態とすること」とありますが、事業期間終了時に本施設を当該基準を満足させた状態とすることができる事業者は維持管理JVであることから、「事業者は」を「維持管理JVは」に変更していただきたく存じます。	当事者としては、「事業者は、事業期間終了時において、本施設を本市が定めた基準を満足させた状態とすること」の内容から、維持管理業務のみを対象としない。すなわち、本業内容すべてを対象するので、事業者とします。
9	7	第1	1	(7) エ	事業期間終了後の措置	「事業期間終了時において、本施設を本市が定めた基準を満足させた状態とすること」とありますが、対象施設については、維持管理JVが竣工後も関与する維持管理業務の対象施設としていただきたく存じます。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時の資料に反映します。
10	7	第1	1	(7) オ (イ)	本施設の維持管理に係る対価	維持管理委託契約書とは、この契約に事業終了後の保証の内容について規定をされているとの考えでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	9	第1	2		特定事業の選定の選定及び公表に関する事項	特定事業の選定を実施された場合、本事業については企業債を用いらずに民間資金で実施することを条件とされるのでしょうか。	本事業の特定事業は、民間資金の活用を期待するものではありません。資金は市が準備します。
12	10	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定の手順	「入札説明書等に対する質問の受付」について、質問回答内容の解釈の間違いがないように、回答を頂いた後の再質問の機会を頂きたく、お願いいたします。	再質問は、予定していません。
13	10	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	平成29年1月中旬に提出した入札書・提案書をもとに、価格と技術の双方から総合評価が行われるものと思料しますが、配点の割合を価格：技術＝1：9もしくは2：8とし、技術重視にして頂くことを希望します。	落札者決定基準書に示します。
14	10	第2	1		事業者の募集及び選定方法	総合評価一般競争入札方式とありますが、総合評価における審査基準を公表願います。	落札者決定基準書に示します。
15	13	第2	3	(3) (i)	本浄水場の設計・建設業務を行う企業に必要な資格	設計業務を行う全企業とは、別紙2を見る限りでは基本契約を設計企業も結ぶと理解します。資格審査以降で基本契約締結までに設計企業を決定させるとの考えでよろしいでしょうか。	入札参加者の構成するグループに設計企業がいなくてもかまいません。構成するグループ内に、設計業務を行う配置予定技術者の要件を満たす者を提示できればかまいません。
16	17	第2	4	(2) エ	審査事項	落札者決定基準を公表願います。	入札公告時に示します。

■実施方針に対する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
17	19	第4	2	(1)	施設の処理能力	施設能力(=浄水量)には損失水量が含まれることから、貴市が必要とする最大、平均、最低送水(配水)量をご提示頂きたい、お願いいたします。	要求水準書に示します。一部水量については、提示する資料に基づく提案事項となります。
18	20	第4	2	(4)	浄水処理の要求水質	「事業者は施設整備にあたり、原水水質に対して浄水で水質管理目標値を容易に満足する設計、建設を行うものとする。」とありますが、「容易に満足する」は曖昧であるため、明確な記載をお願い致します。 また、記載からして、これは維持管理段階ではなく、設計・建設段階についての記載を理解いたしました、ご確認お願い致します。	浄水処理の要求水質については、頁20に記載している水質管理目標値を満足する値とします。また、この水質管理目標値は、設計・建設段階及び維持管理段階すべてを対象とします。 なお、「容易に満足する」とは想定される原水水質に対して提案される運転管理手法にしたがって運転すれば要求水質が達成できることを想定しています。
19	20	第4	2	(5)	排水処理の要求水質等	「高濁度時の原水条件が継続する場合にも対応すること」が要求条件となっています。 添付資料6に原水濁度の実績データが記載されておりますが、提案事業者間で設計条件を統一する必要はないでしょうか。 高濁度時の原水条件(濃度、継続期間(時間))をご提示頂きたい、お願いいたします。	より詳しい原水水質状況を入札公告時に示します。
20	20	第4	2	(4)	浄水処理の要求水準	ろ過出口において0.1度以下とありますが、別紙5に示される場合と通常時における場合のろ過水濁度についてご教示願います。	高濁度時において、浄水処理量は変わりますが、要求水質は変更しません。
21	20	第4	2	(4)	浄水処理の要求水準	表 水質管理目標値のろ過水濁度の管理目標値が0.1度以下を満足するとありますが、0.01以下が正解でしょうか。	ろ過水濁度の水質管理目標値はろ過出口において0.01度以下です。
22	21	第5	2		管轄裁判所	支部まで規定すると合意の有効性に疑問があるため、「松山地方裁判所」としていただけますようお願い致します。	合意の有効性に問題はないものと考えられるため、松山地方裁判所今治支部とします。
23	21	第6	2	(1)	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	特定事業契約にしめされるかと思いますが、建設工事の支払い方法と維持管理費の支払い方法についてご教示願います。	契約書(案)において示します。
24	23	第8	2	(3)	提出書類の返却	入札参加者からの提出された種類は返却しない。とありますが、提案書は企業のノウハウが多く含まれていますので、返却していただくことを要望いたします。	返却しません。
25		別紙3			リスク分担 第三者賠償 環境保全	「本事業に伴って発生した事故…」は広いため、事業者帰責の場合にのみ事業者のリスクとし、それ以外の場合は市のリスク負担であることの記載をお願いいたします。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。

■実施方針に対する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
26		別紙3			事業に係るリスク分担の概要	第三者賠償は民間事業者のリスク分担になっていますが、事業者の事由による場合として頂きたいをお願いします。	入札公告時の資料において、「本事業に伴って発生した…」を付加します。
27		別紙3			事業に係るリスク分担の概要	環境保全は民間事業者のリスク分担になっていますが、事業者の事由による場合として頂きたいをお願いします。	本事業の事業活動による環境保全は事業者の責務と考えます。
28		別紙3			リスク分担 不可抗力	自然災害のみならず、戦争、暴動などの人為的な現象も含み、市・事業者ともにコントロールしえない事由を「不可抗力」の定義に含めていただけますよう、お願い致します。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
29		別紙3			試運転・引渡性能試験	「原水の水量不足」と「による遅延」の間に、「その他市に帰責性ある理由に基づく事由」を入れていただけますよう、お願い致します。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
30		別紙3			完工	「工事の遅延、未完工による供用開始の遅延が民間事業者の主分担」となっております。 事業者の事由によらない（他工事の遅延等）供用開始の遅延も考えられますので、本市のリスク分担として記載をお願いいたします。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
31		別紙3			施設のかし	施設の瑕疵については事業者は事業契約に従った瑕疵担保責任を負うことになるという理解です。運転については事業者によりコントロールしえない以上、瑕疵担保責任の内容及び期間を超えた責任は、事業者として負えないため、事業契約等においてこの点を明確にさせていただきますよう、お願い致します。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
32		別紙3			リスク分担 施設の破損	施設の破損のリスク負担は事業者の事由に限るという理解でよろしいでしょうか。	維持管理による施設の破損は事業者のリスクと考えます。
33		別紙3			維持管理段階 原水	原水水質の変動による維持管理費の増加について従負担が民間事業者となっていますが、20年間の維持管理を行なうにあたり別紙4から過去12年の原水水質を提示されており、提示されている水質以上の水質変動は市の負担としていただくようお願い致します。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時に示します。
34		別紙3			リスク分担 維持管理段階	水質管理における維持管理業務と運転業務の責任分界点をできるだけ明確に定めていただくことを希望します。	ご意見を踏まえて検討し、入札公告時の資料に反映します。